

名誉理事長等選任規定

理事会における名誉理事長、アドバイザー、委員の選任規定を以下のとおり定める。

第一条 理事会の決定により、会の運営に必要な名誉理事長、アドバイザー、委員(以下「名誉理事長等」という。)を以下のとおり選任することとする。

- 2 会への貢献が長年にわたり顕著である理事長経験者を名誉理事長とすることができる。
- 3 法律、会計等の専門家をアドバイザーとすることができる。
- 4 会の活動に興味関心があり、積極的に活動に参加できる会員を委員とすることができる。

第二条 名誉理事長は、会への貢献が著しい理事長経験者を理事長が推薦し、理事会の決定で選任し、本人の承諾をもって就任とする。

- 2 名誉理事長は、一理事として理事会、総会等に参加し意見をのべ、活動に参加する。

第三条 アドバイザーは、会務に必要な法律、会計等の専門家(現に理事でないものに限る。)を理事長が推薦し、理事会の決定で選任し、本人の承諾をもって就任する。

第四条 委員は、理事会内に設けられる専門部会またはプロジェクトチーム等に属する会員(現に理事でないものに限る。)であり、理事長の推薦により理事会での決定で選任し、本人の承諾をもって就任する。

第五条 アドバイザー、委員は辞任できる。

- 2 理事会はその決定によりアドバイザー、委員を解任できる。

第六条 名誉理事長等の選任、解任、辞任等は通常総会に報告する。

以上